

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会のご案内

車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務は、警察等から要請を受けた指定事業場が対象でしたが、平成23年より対象事業者を拡大し有償運送許可を受けることにより、自家用車であっても有償搬送すること（事故車等の排除業務のみ）が可能となりました。新たに許可をご希望の事業者の方は別紙受講申込書にてお申込み下さい。

◎他団体で許可申請を受けた事業者、現在許可証の期限が切れている事業者の方も新規対象となります。

尚、当会にて前回（26年度）受講され、今年度更新（継続）となる事業者の皆様には、有効期間に合わせ、封書にて別途、研修日程のご案内を発送させていただきます。（7月末までに発送、千葉会場は8月9日又は9月22日実施、袖ヶ浦会場は8月23日又は9月19日実施を予定しております。）

記

- 開催日 平成29年 9月19日（火）新規対象・更新含む 商工組合袖ヶ浦支所
9月22日（金）新規対象・更新含む 千葉県自動車会館
- 会場 千葉県自動車整備商工組合 袖ヶ浦支所 袖ヶ浦市長浦580-81
千葉県自動車会館 4階ホール 千葉市美浜区新港156番地
- 研修時間 受付時間 9:15～9:45 研修時間 10:00～16:30
「時間厳守をお願いいたします。また、昼食は各自でご用意ください。」
- 研修対象者 1事業者 1名
○局より許可申請に際して1か月前までに申請することとされております、申し訳ございませんが、実勢に許可が下りるまで、お時間がかかります。
○同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車申請を行うことができます。但し、研修内容について社内教育を行って下さい。
- 受講料 会員5,000円 会員外8,500円 別途テキスト代500円（税込）
（26年度の資料持参の方はテキスト代不要）
- 定員 新規対象者定員20名とさせていただきます、ご了承下さい。
- 当会の会員であって、車積載車の使用の本拠の位置が千葉県内にあるものは振興会で書類を取りまとめ、申請いたしますので、研修当日別紙申込書の必要書類を持参して下さい。更新の方は封書でご案内いたします。
※新規の場合でも研修日に必要書類等と印鑑をご持参されれば手続きが終了します。
(事業場名と車両名義が違う場合などを除く)
※会員以外は、研修終了時に受講証明書を交付いたしますので、千葉運輸支局に直接申請して下さい。
※車積載車の登録番号が県外の場合は千葉運輸支局管内には申請できません。
- 申込方法 受講ご希望者の方は、折込みの「受講申込書」に必要事項を記入の上8月25日（金）までに
FAX 043-244-5713にてお申込み下さい。

問合せ先 研修会日程等に関すること 振興会教育部 043-241-7247
許可証発行（車両入替・増車など）に関すること 振興会事業部 043-241-7256

一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 教育部宛

FAX 043-244-5713

申込み期限 平成29年8月25日(金)

受付No

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会
新規受講申込書

受講日 □に✓をお願いします。 □ 9月19日 (袖ヶ浦) □ 9月22日 (千葉)

会場 ・商工組合袖ヶ浦支所 教育棟 袖ヶ浦長浦580-81
・千葉県自動車会館 4階ホール 千葉市美浜区新港156番地
研修用駐車場はございません。公共機関をご利用ください。

受付時間 9:15~ 9:45 研修時間 10:00~16:30

Table with 5 rows: 認証番号 (3-), TEL, FAX, ご参加者名 (様), 車積載車登録番号

●当会での受講履歴 ___年度受講 ・ 初めて ・ 前回他で 団体名 ___
許可期限 ___まで

※研修当日下記の①~③及び受講料を持参して下さい。

- ①許可申請を行うすべての車積載車の自動車車検証のコピー (A4サイズ)
②許可申請を行うすべての車積載車の任意保険証書のコピー (A4サイズ)
③印鑑 (持参可能な方)「使用者」名が法人の場合は「社印」(角印で結構です)
「使用者」名が個人の場合は「認印」

講習当日、当会より返信した受付印付FAXをお持ち下さい。

受付印